

小型特殊自動車を所有する方へ

【軽自動車税について】

- *軽自動車税は、トラクター等の小型特殊自動車を所有していれば課税されます。
- *公道を走る・走らないにかかわらず、課税の対象です。
- *小型特殊自動車に該当する場合は軽自動車税が課税されるため、固定資産税（償却資産）は課税されません。

◆ナンバー登録に必要なもの◆

車両の大きさや最高速度、
車名・車体番号のわかるもの



【軽自動車税の対象となる「小型特殊自動車（農作業用・その他）」について】

区分		農耕作業用	その他
車両の 大きさ	長さ	制限無し	4.7m以下
	幅	制限無し	1.7m以下
	高さ	制限無し	2.8m以下
総排気量		制限無し	制限無し
最高速度		時速35 k m未満	時速15 k m以下
構造		農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機 、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	ショベル・ローダ、ダイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア・ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
軽自動車の 年税額 (平成28年度より)		2,400円	5,900円

【問合わせ先】 肝付町役場
税務課 賦課係
☎0994-65-8414